

**つくばみらい市
高齢者福祉計画**

第7期介護保険事業計画の概要

平成29年12月

1 計画の趣旨にあたって

市町村は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法第 117 条にもとづく介護保険事業計画を一体的に策定することが義務付けられています。

第 7 期介護保険事業計画(2018~2020 年度)においては、第 6 期計画(2015~2017 年度)からの「地域包括ケア推進計画」としての位置づけの継承と第 8 期(2021~2023 年度)、第 9 期(2024~2026 年度)を見据えた段階的な取組を推進していきます。

「高齢者福祉計画」とは：老人福祉法第 20 条の 8 に規定

介護保険制度とそれ以外のサービスを組み合わせ、健康・いきがいづくりなどの高齢者福祉事業の見込量や目標を定め、高齢者全体の地域における福祉水準の向上をめざす計画です。

「介護保険事業計画」とは：介護保険法第 117 条に規定

介護保険給付サービスの見込量とその確保策、制度の円滑な実施に向けた取組内容、保険料などを定める計画です。



第 7 期介護保険事業計画のポイント

■地域包括ケアシステムの深化・推進

- ① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）
- ② 医療・介護の連携の推進等（介護保険法・医療法）
- ③ 「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組の推進等
（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

■介護保険制度の持続可能性の確保

- ④ 2 割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を 3 割とする（介護保険法）
- ⑤ 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

第7期介護保険事業計画の論点整理

1 旧指針から新指針への変更点

(1) サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

「地域包括ケアシステムの深化・推進の基本的な考え方として、「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」を追加したほか、「地域共生社会」の理念を追記。また、「医療計画との整合性の確保」「介護に取り組む家族等への支援の充実」「高齢者虐待等の防止等」「介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進」の項目を新設。

2 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により新たに計画で検討が必要となる論点

(1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

自治体が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ①国から提供された見える化システムを活用し、データを分析の上、介護保険事業計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ②地域包括支援センターの機能強化（区市町村による評価の義務付け等）
- ③認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方を制度上明確化）

(2) 「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進等

自治体による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化

3 国の基本指針の見直しにより新たに計画で検討が必要となる論点

(1) 地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減もしくは悪化の防止、介護給付等の適正化への取組及び目標設定（基本的記載事項・新設）

(2) 地域包括ケアシステム構築のため、重点的に取り組むことが必要な事項として「地域ケア会議の推進」が追加（任意的記載事項・新設）

(3) 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策として「都道府県が行う事業所の指定への関与」「人材の確保及び資質の向上」が追加（任意的記載事項・新設）

地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムの深化・推進とは、地域包括ケアシステム強化法案により、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的とするものです。



「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」といった専門職が提供するサービスは【葉】として表現されていますが、今後の介護需要の急増に備えるためには、この葉っぱを大きく育てていかなければなりません。

しかし、人口減少社会の中で専門サービスである【葉】を育てていくことになるため、まず地域での生活基盤である【すまいとすまい方】が鉢のようにしっかりと確保されている必要があります。

さらに植木鉢に満たされている養分を含んだ【土】に例えられている、一人ひとりの「介護予防」、社会参加することが介護予防につながるという考えや介護保険制度外サービスから近隣住民の支え合いによる「生活支援サービス」が充実しなければ、専門職が専門サービスに集中できなくなり、【葉】が枯れてしまいます。

また、【皿】で表現されているように、これらのすべての基礎として「どのような生活を望んでいるのか」という本人自らの選択とその家族の心構えを持つことが求められています。

地域共生社会の実現に向けて

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向け、一億総活躍社会づくりが進められています。

国は、平成28（2016）年7月に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくことをめざしています。

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的対応
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- ・住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- ・複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- ・地域福祉計画の充実

地域を基盤とする包括的支援の強化

- ・地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ・共生型サービスの創設
- ・市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援体制のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- ・多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- ・社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

地域丸ごとのつながりの強化

- ・対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- ・福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

専門人材の機能強化・最大活用

出典：厚生労働省資料をもとに作成

【本計画の主な記載事項】

つくばみらい市第7期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

- 第7期計画期間に確保すべき高齢者福祉事業の量の見込み及び目標
- 高齢者に対する医療等以外の保健事業の目標
- 高齢者施策全般の方向性
- 「我が事・丸ごと」地域共生社会の概念
- 2025年を見据えた施策の方向性

(介護保険事業計画部分)

- 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
- 介護給付等対象サービス及び地域支援事業に要する費用の見込み等に関する事項
- 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項
- 日常生活圏域の検討
- 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進に関する事項
- 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
(生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、高齢者の居住安定に係る施策との連携等)



「我が事・丸ごと」地域共生社会

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支えて」「受けて」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域がともに創っていく社会を目指すものされています。



地域包括ケアシステム

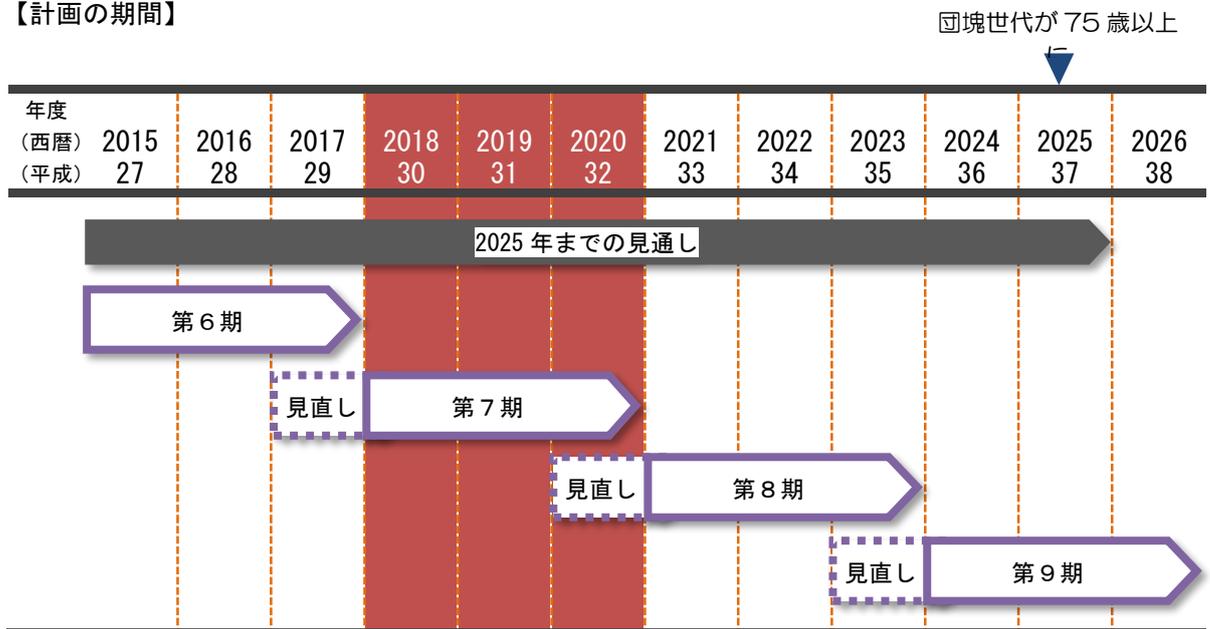
地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいいます。「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に定義されています。

2 計画の期間

この計画は、平成 12 年度から一体的に策定しており、今回は第 7 期となります。第 7 期の計画期間は、2018（平成 30）～2020（平成 32）年度までの 3 年間です。この計画は 3 年ごとに見直しを行うこととされていますので、第 6 期計画を見直し、今回新たに策定するものです。

また、第 7 期計画期間だけではなく、高齢化が一段と進む 2025（平成 37）年度までのサービスの充実の方向性を定め、中長期的な視点に立って計画を策定します。

【計画の期間】

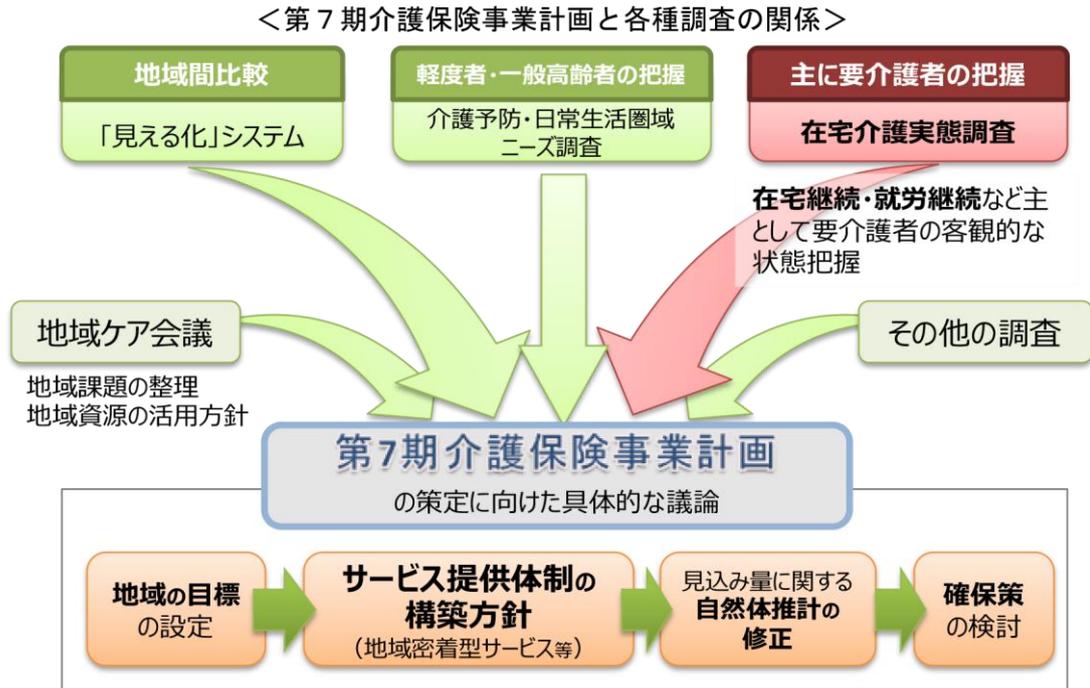


2025 年問題

75 歳以上の高齢者（後期高齢者）は、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となる 2025（平成 37）年がピークとなり、全国で 2,200 万人を突破することが見込まれ、全人口の 4 人に 1 人が後期高齢者となります。特に都市部を中心に後期高齢者が急増することが予測されていますが、本市においても 2025 年を見据えた取組が求められます。

3 計画策定の流れ

計画策定をするために、生活実態及びニーズの把握をする各種調査や、地域間比較をして地域特性を把握する「見える化」システム、地域から課題や特徴を抽出する地域ケア会議などさまざまな素材を基に計画を策定していきます。



4 計画の実施状況の評価・見直し

第7期計画期間中もPDCAサイクルを活用し、介護保険事業の実施状況や高齢者保健福祉施策の進行管理、課題の検討、評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

こうした計画の進捗管理を、地域包括ケアシステムの構築・推進を念頭に継続して行うことにより、次期計画の策定につなげます。



PDCAサイクル

「計画 (Plan)・実行 (Do)・評価 (Check)・改善 (Action)」の4つで構成される行動システムのことをいいます。

計画 (Plan) は普遍のものではなく、実行に移し (Do)、結果・成果を評価し (Check)、改善・改良を加え (Action)、次の計画 (Plan) へ繋げることが必要になります。

時代状況の変化が急速な現代にあっては、事業の不断の見直しが求められています。

